

熊谷市農業委員会  
第4回総会議事録  
(公開用)

平成29年12月22日(金)  
熊谷市農業委員会

## 熊谷市農業委員会第4回総会議事録

### 1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年12月22日(金) 午後1時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年12月22日(金) 午後3時05分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

### 2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 37名
- (2) 現在数 36名

### 3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 34名
- (2) 欠席数 2名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	須永宣延	20	出	福島敬一
2	出	木村進	21	出	茂木友秀
3		(欠員)	22	出	森宏志
4	出	手嶋茂春	23	出	矢島君夫
5	出	石原敬嗣	24	出	閑野高広
6	出	菊地修一郎	25	出	松本丈
7	出	福田和行	26	欠	加賀崎千秋
8	出	鈴木吉明	27	出	福田正八
9	欠	堀重明	28	出	根岸里次
10	出	夏目亮一	29	出	小林眞
11	出	関根政利	30	出	松崎弘一
12	出	柴田忠雄	31	出	水野勝
13	出	村田定吉	32	出	大澤芳明
14	出	泉二良	33	出	青木登喜代
15	出	中川登美夫	34	出	大野隆一
16	出	関口久夫	35	出	川田久夫
17	出	強瀬兼一	36	出	木部富次
18	出	赤石嘉孝	37	出	塚田とよ子
19	出	山本勝市			

4 報 告

(1) 農業委員会の新体制について

5 議 事

議案第1号 熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則について

議案第2号 熊谷市中核的担い手農家育成事業奨励金交付要綱を廃止する要綱について

議案第3号 地区農業推進委員会規程の廃止について

6 その他

(1) 農業委員会新体制に伴う今後のスケジュールについて

7 招集者 会長 松 本 丈

8 議事進行状況 別紙のとおり

局 長 定刻となりましたので、熊谷市農業委員会第4回総会を開催いたします。

本日は、総会の開催通知で御案内のとおり、農業委員会の新体制に伴う熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則についてほか、御審議いただきたいと存じます。

それでは、最初に松本会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長 (松本会長 あいさつ)

局 長 ありがとうございます。

今後の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、松本会長に議長になっていただき、進行をお願いします。

議 長 それでは、次第に従って進めたいと思いますが、会議がスムーズに進みますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

(松本会長)

それでは、最初に、本日の総会の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。

事務局 本日の出席委員は、34名です。  
委員の過半数が出席しております。

議 長 委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。  
続きまして、議事録署名委員の指名についてですが、いかがいたしましょうか。

( 「議長一任」の声あり )

議 長 議長一任の声がありましたので、私から指名させていただきます。議席番号10番夏目亮一委員、11番関根政利委員の2名を指名させていただきます。

また、書記は事務局職員を指名します。

それでは、「報告」に入らせていただきます。

(1) 農業委員会の新体制について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「農業委員会の新体制について」ご説明させていただきます

ます。資料1から資料5を用いて、順次説明いたします。まず、資料1をご覧ください。農業委員会等に関する法律の改正により、平成28年4月から農業委員会の役割が大きく変わりました。新体制では農地等の利用の最適化の推進が、農業委員会の必須事務となりました。農地等の利用の最適化の推進とは、一つ目が、担い手への農地利用の集積・集約化、二つ目として遊休農地の発生防止・解消、三つ目として新規参入の促進で、これらにより、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を図ることです。また、農業委員の選出については、選挙制から市町村長の任命制へと変わり、農地利用の最適化を推進する体制を強化するため、農地利用最適化推進委員を新設し、農業委員会から委嘱することになりました。

1、農業委員の役割についてですが、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定、変更、農地法等に関することとして、農地法に関する審査及び関連する事案への意見等、総会での議案審査、また、各種会議等への出席、審査等に関する現地確認です。

2、農地利用最適化推進委員の役割についてですが、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく現場活動で、遊休農地の発生防止や解消に向け、主に担当地区での現場活動を中心とした取り組みをしていただきます。各種会議等への出席として、総会、委員会、部会等、必要に応じて出席し意見を述べることができます。

3、共通の役割についてですが、農地の利用状況調査で、農地パトロールや荒廃農地と一体的に実施します。遊休農地の所有者等への対応で、意向把握と共に農地の有効活用を図ります。人、農地プランの策定に関すること、これは市町村が決定します。新規参入の促進で、新規就農者の促進支援、企業の農業への参入促進を行います。地域の「農地相談役」として幅広い内容について相談に応じることなどです。

4、各委員の定数についてですが、この12月議会において、「熊谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」が可決され、定数が決定いたしました。

農業委員が19人、農地利用最適化推進委員が28人です。農業委員の定数についてですが、「農業委員会等に関する法律」により、市内の農地面積および農家世帯数により、上限が定められており、かつ、現行定数の約半数とされておりますことから、本市の場合は、19人といたしました。農地利用最適化推進委員については、この後、資料2により、説明いたします。

5、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期ですが、農業委員は、平成30年9月1日から平成33年8月31日までの3年間です。

農地利用最適化推進委員は、委嘱の日から平成33年8月31日までです。

6、各委員の選任方法・募集期間は、この後、担当の方から説明いたします。

続きまして、資料2「農地利用最適化推進委員会構成表」をご覧ください。農地利用最適化推進委員の定数は、上限値として市内の農地面積100haにつき、1人を置くことができますが、熊谷市の農地面積は6,196haですので、上限人数は61人ですが、効率性や他市の状況等を踏まえ、市内を8地区に分け、約200haに1人とし、28人と決めました。

法改正により、農業委員につきましては、地区割りはなくなりましたが、最適化推進委員については、担当する地域を定めることとなりました。地区の設定は、旧の4つの選挙区をさらに二つに分け、第1地区から、第8地区に分けたもので、現在、議案審査会にて審査を行っている地区になります。地区の面積により、推進委員は3人から5人が選出されることとなります。

次に資料3をご覧ください。「新組織体制案」についてでございます。

まず、一番上に、総会がありますが、農地法等の許認可に関する審査や、各種施策、その他に関する意思決定を行います。次に役付委員会がありますが、会長以下、役付委員にて、各種施策、その他の意思決定に関する事前調整を行います。その下の委員会等につきましては、ご覧のとおりでございます。

続きまして、資料4をご覧ください。農地利用最適化交付金について、御説明いたします。農林水産省では、農業委員や推進委員の積極的な活動を推進するために、法改正と合わせ、農地利用最適化交付金制度を新設し、月額報酬45,000円とは別に、活動や成果に応じて年額報酬として農地利用最適化交付金を交付することとしました。一番下の年額報酬の支給をご覧ください。国では交付金のうち、法改正に伴い定員総数が増加した分を補填することができるとされており、活動や成果に応じた各委員への報酬額から増員となった月額報酬分を差し引いた金額が、各委員に年額報酬として支払われる仕組みとなっています。熊谷市では、今まで農業委員の定数は、37人でしたが、改正後は、農業委員19人、農地利用最適化推進委員28人、計47人になります。増員となった10人の月額報酬を差し引いた金額が、年額報酬として支払われることとなります。基準額、交付金の算出の考え方はご覧のとおりです。

次に資料5、農業委員会活動記録簿の提出について(お願い)をご覧ください。新体制における、新たな農業委員会では法改正に伴い、

農地利用最適化交付金制度が新設され、活動実績や成果実績により月額報酬に加え、年額報酬として交付金が支払われることとなりました。また、活動実績における評価は、実質的に農業委員会事務局が行うこととなり、交付金の支給に関する事業実施計画、活動内容、活動日数を策定し、交付金用の活動日誌を作成する必要があります。このため、事務局では交付金支給に伴う新たな活動記録簿の作成に必要な活動実態等を把握し、記録簿作成の参考といたしたく、現在の農業委員におかれましては、本日配布しました農業委員会活動記録セットにある活動記録簿に活動内容を記入いただき、平成30年1月から毎月、議案審査会時に提出をお願いいたします。

その下の農地利用最適化交付金活動実績について、活動実績に応じた交付金(定額)は、月額6,000円掛ける12か月です。活動実績の把握については、活動年月日、活動時間及び活動内容の記載等していただいた活動日誌を毎月、提出していただき、把握させていただきます。なお、活動がなされなかった月は、交付金が支給されません。

活動内容については、アからオまでになります。アとして担い手への農地集積・集約化の推進活動、イとして遊休農地の発生防止・解消活動、ウとして農地中間管理機構との連携活動、エとして新規参入の促進活動、オとして、アからエまでの活動に必要な会議で、活動報告、情報の共有並びに活動及び成果の実績の取りまとめ等を行うための会議です。ただし、総会に付随して実施する場合は除かれます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑等ございますか。

福田正八委員 資料2の「農地利用最適化推進委員会構成表」についてですが、西部、東部、南部、北部と4地区に分かれていまして、一番右の委員数について、この人数要件は、農地面積と農家世帯数で出しているのですか。それ以外に例えば、認定農業者数とか耕作放棄地の面積とか、そういったことも参考に入れているのかどうか。それから例えば奈良地区ですが、先ほどの説明の中に人・農地プランの話がありましたが、人・農地プランは農協の営農経済センターで分かれています。奈良地区は東部営農経済センターが対象地域になります。この表の西部地区とはあまりリンクしないのかなと感じたところですが。

事務局 推進委員の定数については、基本的に地区の農地面積を基に出しています。農地面積約200haにつき1人を配置ということ

になっています。また、人・農地プランの件ですが、人・農地プランの策定に農業委員、最適化推進委員は、密接に関わっていただくということになります。人・農地プランは今まで東西南北の4地区で策定していたわけですが、農業振興課では、今後、もう少し細かく地区を増やして策定するという計画があるようです。

福田正八委員 人・農地プランは農協の営農経済センターの地域で策定しているわけですから、来年9月以降、最適化推進委員が利用集積を進めていく中で、最適化推進委員の地区は奈良、別府が一緒になっていますが、人・農地プランでは、別府は東部地区の対象地域外になっています。今後、利用集積が進んでいく中で、ちょっと離れてしまっているの、どうかなと思います。

事務局 人・農地プランの策定については、農業振興課で行っているわけですが、その辺についても今後、調整させていただきたいと思います。

議長 私から一言話させていただきます。今の委員の意見について、今まで人・農地プランについては、あまり機能していなかったかなと思います。今後、新しい制度の中である程度見直ししながら、今の委員さんの意見等を入れながら行っていくものと思います。新制度に則った中での考えで行っていくことになるかと思いません。そういうことでよろしいですか。

福田正八委員 はい、わかりました。

議長 他に質疑等ございますか。

石原委員 資料5の「農業委員会活動記録簿の提出について」ですが、これは新しい最適化推進委員の方も提出するのですよね。月に1回議案審査会時提出とありますが、農業委員はわかりますが、最適化推進委員は、議案審査会に毎月出るのですか。

事務局 今回、説明した農業委員会活動記録簿の提出についてですが、9月からの新制度になると、農地利用最適化交付金に関係するため、国の決まりで、毎月、活動記録簿を提出することになっています。今後、活動実績に応じた交付金月々6千円を支給するにあたり、どのような活動をしたかの項目を事務局で作っていかなく



ればならないのです。県とどのような活動が該当になるのか調整している途中です。9月までに時間をかけて作成していきたいと考えています。皆さんにきちんと報酬を支払えるような仕組みを作っていきたいと考えています。8月までは練習という形で、皆さんの活動実態を把握させていただいて、年明けの1月から議案審査会の時に出していただければと思います。

石原委員

これから地元に戻って、農業委員や最適化推進委員のお願いをするわけですが、農業委員の活動はほとんど今と同じかなと思います。しかし、最適化推進委員については、毎月どのようなことをするのか説明する必要があります。来年2月から3月にかけて募集がありますが、仕事は毎月こういうことがあり、市役所からこういう通知が来たら、こういうことをやるのですよと説明をしなければならぬので、会議が毎月いつ頃ありますよというのが具体的にわかればと思うのですが。

事務局

先ほどの説明の中で最適化推進委員の役割も説明しましたが、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づく現場活動というものがあり、この指針が活動のベースになります。具体的に何をやるのかということですが、推進委員は主に現場活動ということになっています。また、必要に応じて現場活動の実情を会議の場で発表していただくことなどがあります。最適化交付金については、農業委員にも支払われますが、農業委員の主な仕事は農地法に基づく許認可等の審査のほか、推進委員と同様に最適化推進のための現場活動もあります。

資料3の新組織体制ですが、こういう組織作りしたらどうかという素案です。左側は農業委員を中心とした組織図ですが、目的が3つありまして、それぞれの目的に沿って検討していただくということになります。右が最適化推進委員になりますが、8つのブロックがありますが、これを今までの東西南北に各部会を設けて、今後、皆さんでどのような活動をして行ったらいいのか、検討していただきます。地域によって実情や課題も違うと思いますので、各地域で話し合ってもらって、そのうえで全体の農地利用最適化推進委員会にあげてもらい、今後、どのようにして行ったらいいのか、皆さんで知恵を出し合ってやっていただくというのが狙いです。いずれにしても、この組織図は素案ということですので、今後、この素案をベースによく詰めていきたいと考えています。

- 石原委員           あまり具体的には決まっていないというのは、わかりました。
- 事務局              時期的にまだ、決められないのが実情です。
- 石原委員           部会に出席とありましたが、その部会は月に1回あるのかなと思いましたが、決まっていないのであればいいです。
- 議 長                まだ、新制度に向けてこれから煮詰めていくということで、よろしくをお願いします。活動記録簿については、8月までは練習期間ということで、記録簿をつけて提出をお願いしたいと思います。他に質疑等ございますか。
- 泉委員              これを基にこれから修正ができるということですね。石原さんの話の中で出た農業委員、最適化推進委員は会議は一緒にやるということですよ。最適化推進委員は新たな農業委員会の中で委嘱するというので、任期は多少ずれますよね。その後の会議は農業委員も最適化推進委員も一緒に会議に出るということで、解釈したのですが、どうでしょうか。
- 事務局              今まで農地法3条、4条、5条等については、地域の案件を議案審査会で皆さんに集まってお聞きいただき、農地部会で議決していただきました。今後は農地部会、農政部会はなくなりますので、許認可関連は総会の1回だけで審議していただくこととなります。従いまして、農業委員には事前に現場等を確認していただいた中で、良い形で進められるように考えています。最適化推進委員については、法律上の話ですが、総会等に出席をして、意見を述べるができるという、「できる」規定になっています。ですから、基本的に全員が必ず一緒に出席するというものではありません。ですから、必要に応じて出席をお願いすることになります。
- また、最適化推進委員については、農業委員も交え部会や各地域で会議等を開いていただくこととなりますが、どの程度の頻度かについては、今後考えて行かなければと思っています。事務局としましても、やるべきことが多いため、少しずつ基本的なことを抑えながら9月の新体制移行時には、円滑な活動ができるよう考えています。また、農業委員の承認については、農業委員は6月の議会に上程する予定ですが、最適化推進委員の委嘱について

は9月1日以降になりますので、事前に何回かに分けて勉強会を開ければと考えています。

泉委員 わかりました。新制度では今までの農地部会、農政部会は無くなるということですね。組織図を見ると最適化推進委員は北部、南部、東部、西部と、それぞれ部会長がいて地区部会がありますが。今の説明ですと議案審査会はないということですね。

事務局 毎月、農業委員による会議はあります。必ずしも最適化推進委員と一緒にということではありません。

泉委員 農業委員19人だけは、会議が毎月あるということですね。

事務局 今後は、議案審査会や農地部会に代り総会という名前で行います。

泉委員 熊谷、深谷が旧法の最後の任期の人たちなのですね。埼玉県内でも半数以上が新法で動いているわけですよ。大里郡の中では寄居が早かったですね。埼玉県内、他はほとんど新法で実際やっていますので、それらを参考にしながら、こういう資料が出てきたと理解しているのですが。新しいことで大変だと思いますが、是非、頑張ってくださいと思います。

議長 他に質疑等ございますか。

福田正八委員 先ほどの説明の中では新制度になった時に、議案審査会や部会がなくなり、総会の一本化になるということですが、今まで議案審査会、農地部会で利用集積関係を審議してきたわけですが、最適化推進委員は現場で利用集積、集約の活動をしている中で、その結果として利用権設定の案件があがってくると思うのですが、その最適化推進委員が総会に出席していないというのは、私としてはちょっと問題かなと思いますが、いかがですか。

事務局 出席しないとは言っておりません。必要に応じて出席ということですから、必要があれば出席していただいて、意見を述べていただくということになります。

福田正八委員 現状では今、毎月議案審査会があり、利用権設定の案件がゼロ

ということではないので、毎月1回は出席ということによろしいのでしょうか。

事務局 議案審査会は行わなくなります。総会の議案、資料もその日にお配りしたのでは中身の確認ができませんので、総会の1週間前か何日か前に郵送させていただいて、農業委員さんには中身や現地を確認していただくということになります。

福田正八委員 総会の資料等は最適化推進委員にも送付されるということで、いいのですか。

事務局 基本的には農業委員ということになりますが、最適化推進委員にも配布するかは今後よく確認しながら進めさせていただきたいと思います。

熊谷市の場合、農業委員と最適化推進委員の人数が総数で増えます。増えないところは農業委員と最適化推進委員が総会に同じように出席するところもありますが、増えたところは農業委員しか総会には出席していないところもあります。ただし、農業委員の人数が減りますので、農業委員が把握できない場合もありますので、最適化推進委員の意見を聴くということもあるかと思えます。また、利用権設定については、農地利用最適化交付金の成果実績でもらう部分で、農業委員と最適化推進委員がどれだけ利用権設定に関わったかという成果を見るために、利用権の申出書に農業委員と最適化推進委員の署名欄が設けられ、この農業委員とこの最適化推進委員によって利用権設定がされたという集計の仕方があります。利用権設定についてはあまり問題になることはないかと思えますが、最適化推進委員が総会に出席する場合というのは、むしろ3条、4条、5条の審査において、農業委員が細かい所まで把握していない場合等を想定しています。

議長 他に質疑等ございますか。

福田正八委員 先ほど募集期間が2月1日から始まるということで、募集に対してスケジュールが非常にタイトになっていますが、募集について1月1日発行の農委だよりに大まかな形で載せているのですか。

事務局 農委だよりと市報、ホームページに募集記事を掲載します。ま

た、1月27日の土曜日にめぬま農業研修センターにて募集の説明会を行います。

福田正八委員　　できれば、今日、資料として農委だよりの記事を付けてもらいたかったですね。各委員さんは各地区で説明に入ると思うのですが、農委だよりの記事がどういう表現で農家の方にアナウンスされるのか。

事務局　　農委だよりは12月26日に農協に配布され、皆さんのところにも届くと思うのですが、もし、お急ぎであれば、その時点で農業委員さんにも郵送させていただきます。

議　長　　他に質疑等ございますか。

塚田委員　　資料3に役付委員会ということで、意思決定とありますが、委員として、会長、会長職務代理、農地等の利用の最適化の推進に関する指針等策定委員会委員長、遊休農地解消対策検討部会長とか各々ありますが、最後に農地利用最適化推進委員会委員長、農地利用最適化推進委員会地区部会長とありますが、毎月1回、総会の会議を持つということですが、総会には最適化推進委員の出席はないということですか、これはどうですか。

事務局　　役付委員会を開催する時は、このような方々にも出席いただくということになりますが、役付委員会は現在、約2ヶ月に1回開催しています。開催する時には案内させていただきます。

議　長　　委員さんの細かい意見も理解できますが、これから細かい所は詰めていくということで、ご理解いただきたいと思います。  
他に質疑等ございますか。

中川委員　　資料1の各委員の選任方法についてですが、募集期間はここにありますのでわかりますが、選任方法は例えばJAの会議とか、どの辺のところまでお知らせするのか。例えば、各支部長を集めて説明をするのか。組合員全員を集めて趣旨を説明するのか。先に新制度に移行した他の所の事例もあると思います。日にちも迫っていますので、農家の人だけとか、農家以外の人も含まれると思うのですが。選任の方法はどこまでなのか分かればお願いします。

議 長 中川委員さんの意見もわかりますが、総会でも最初から意見が多数出ていますので、今の件については、総会終了後、お話ししたいと思います。

他に質疑等ございますか。

( 「なし」の声 )

議 長 他に質疑等無いようですので、以上で報告を終わります。  
それでは次に議事に入らせていただきます。

本日の総会において審議する案件は、3件でございます。

最初に議案第1号熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは先ほど、次長から説明がありましたが、今回、御審議いただく農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則についての説明の前に、関連がございますので、農業委員会の委員選考及び委員候補者選考委員会設置要綱について御説明いたします。

それでは資料6の熊谷市農業委員会委員候補者の選考等に関する規則をご覧いただきたいと存じます。

第1条は、この規則の趣旨を定めたものでございます。第2条は、被推薦者及び応募者の資格といたしまして、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、下記の各号に該当するものといたします。第3条は、推薦の方法でございますが、個人推薦と法人・団体からの推薦の2とおりがございます。第4条は、手続についてですが、先ほど説明した、個人の推薦と法人・団体からの推薦のほかに、自ら応募する方法の3とおりがあり、それぞれの様式を様式第1号から第3号まで定めたものでございます。

次に、様式第1号については、個人用の推薦書でございます。1は、推薦を受ける者の氏名、性別、住所等の他、農業経営の概況や認定農業者であるか否かなど、選考に必要な情報等を記入していただきます。2は、推薦をする者の氏名・性別・住所等を記入していただきます。その他の項目として、推薦を受けることへの同意や農業委員候補者の選考等に関する規則の資格該当者であること、関係機関等に照会することへの同意など、記名・押印を

させていただきます。

添付する書類ですが、推薦書には、3か月以内に発行された本籍の記載のある住民票の写しを添付していただきます。また、推薦の理由については、選考の貴重な資料となるため、より詳細な内容を記入していただくことになります。次に様式第2号ですが、法人・団体用の推薦書でございます。1の推薦を受ける者は、個人用と同じです。2の推薦する者については、個人用と違い法人または団体名、代表者名・構成員数等、法人、団体に関する内容についての記入となります。その他の項目については、個人用と同じです。次に様式第3号は、農業委員候補者応募書でございます。農業委員について、自ら応募する方のための応募申込書です。内容は、先ほど御説明した推薦書とほとんど同じもので、自ら応募した理由を記入していただきます。なお、推薦書や応募申込書類の提出は、農業委員会事務局に持参していただくこととしています。第5条は、推薦・募集の周知ですが、市報1月号、農委だより1月号に掲載するほか、市のホームページでも、掲載します。

第6条は、候補者の選考についてです。次の設置要綱のところで詳しく説明しますが、副市長が委員長になり、ほか本市職員8名で選考委員会を開催し、選考後、市長に報告します。第7条は、委員の欠員が2名を超えたときは、速やかに補充に努めるものいたします。委員選考に関する規則の説明は、以上でございます。

続きまして、委員候補者選考委員会設置要綱について、御説明させていただきます。それでは、資料7、熊谷市農業委員会委員候補者選考委員会設置要綱をご覧いただきたいと存じます。

第1条は、この規則の設置について、定めたものでございます。第2条は、委員会の所掌事務について、定めています。第3条は、委員会の組織について、定めています。副市長が委員長となり、そのほか総合政策部長、総務部長、産業振興部長、職員課長、商工業振興課長、農業振興課長、農地整備課長、農業委員会事務局長8名を加えた9名となります。副委員長は、8名の中から、委員長が指名します。第4条は、委員長は、委員会を代表し、副委員長は、委員長を補佐し、事故等委員長が欠けたときは、職務を代理することを定めています。第5条は、委員会の会議について定めています。会議は、委員長が招集し、議長となりますが、委員会は、過半数の出席をもって会議が成立します。また、議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することとしています。なお、会議は、非公開となっております。第6条は、委員長は、農業委員候補者を選考した結果を市長に報告します。

第7条は、委員会の庶務は、農業委員会事務局が処理することとしてしています。選考委員会設置要綱についての説明は、以上のとおりでございます。

続きまして、今回、委員の皆さまにご審議いただき、議案第1号農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則案についてご説明いたします。

今回の法改正により、農地利用最適化推進委員を選任し、委嘱するのは農業委員会とされました。また、推進委員の担当する区域についても農業委員会が定めるとされております。いずれも、今回、議案として上程させていただいた規則により定められるものでございます。それでは、今回の議案であります資料8の熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則案をご覧くださいと存じます。

第1条は、この規則の趣旨を定めたものでございます。

第2条は、推薦及び募集の区域等でございます。詳細は、別表のとおりとし、推薦及び募集は、この別表の区域を単位とし、行うこととします。別表をご覧ください。左から順に、地区名、区域、定数とありますが、区域の範囲は、省略させていただき、読み上げます。第1地区3人、第2地区3人、第3地区3人、第4地区3人、第5地区5人、第6地区4人、第7地区4人、第8地区3人、合計で、28人となっております。第3条は、被推薦者及び応募者の資格といたしまして、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者であって、下記の各号に該当するものといたします。第4条は、推進委員の候補者を推薦する方法でございます。農業委員と同じく、個人の推薦及び法人・団体からの推薦の2とおりの推薦方法がございます。第5条は、推薦等手続きでございます。先ほど説明しましたが、各様式についての記入事項は、農業委員と同様でございます。

なお、推薦書や応募申込書類の提出は、農業委員同様、農業委員会事務局へ持参していただくこととしてしています。第6条は、推薦・募集の周知ですが、市報1月号、農委だより1月号に掲載するほか、市のホームページでも、掲載します。第7条は、候補者の選考方法についてですが、役付委員会で選考会を開催し第2条でご説明させていただいた区域ごとに、選考することとしております。第8条は、推進委員の委嘱ですが、農業委員会は、役付委員会からの選考結果の報告を受け、農業委員会の総会の議決により承認を得たうえで、推進委員を委嘱いたします。第9条、推進



委員の補充につきましては、担当地区において同一地区で2名の欠員が生じた場合、速やかに補充に努めるものといたします。

次に、推薦書や応募申込書類の様式についてですが、宛先等などの違いを除いて、農業委員とほぼ同様でございますので説明を割愛させていただきます。以上で、農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則案の説明を終わります。宜しくご審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

関口委員 個人用の推薦ですが、3名記入欄があるが3名必要ですか。

事務局 3名でなくても、1名、2名でも大丈夫です。農業委員、最適化推進委員両方とも同じです。

手嶋委員 地区によっては、自治会長の推薦もあると思うが、自治会長が農家でなくても大丈夫ですか。

事務局 推薦する人は、農家でなくても大丈夫です。団体についても、農業団体でなくても大丈夫です。

石原委員 推薦を受ける人、推薦する人は、市内に住所がなくてはならないのですか。

事務局 推薦を受ける人、推薦する人とも住所要件はありません。

大野委員 推薦する人が複数の場合は、ほか何名、ほか何団体でよいですか。

事務局 個人推薦の場合は、3名記入できるようになっています。3名を超える場合は、ホームページで様式を掲載するので、ダウンロードしていただいたものに行を追加して、記入していただきたいと思います。団体推薦の場合は、それぞれの団体で提出していただきたいと思います。

議 長 他に質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 他に質疑、意見等無いようですので、お諮りいたします。議案第1号熊谷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規則について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

議 長 挙手、多数です。よって、本案については、原案のとおり決定することと決しました。

次に議案第2号熊谷市中核的担い手農家育成事業奨励金交付要綱を廃止する要綱についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第2号中核的担い手育成事業奨励金制度の廃止について、御説明させていただきます。皆様に配布しました資料9と資料10をご覧ください。

熊谷市中核的担い手農家育成事業奨励金交付要綱と廃止要綱です。この奨励金制度は、認定農業者等の65歳未満の担い手が、新規に利用権を設定した場合に、1反当り1万円が翌年度に支払われる仕組みとなっております。熊谷市においては、平成3年から本制度を始めており、市町村合併後も支給金額の変動等、ありましたが制度自体は継続しておりました。本制度につきましては、利用権の設定件数を増加させることを目的とし、農地の賃借料を補助することとしておりますが、現在では賃借料の内、3割を超えるものが無償貸借となっている上に、利用権の設定件数及び面積も毎年安定的に実績があることから、農業委員会事務局としましては、当初の目的が達成できたものと判断しております。なお、近隣市町においては、同一の制度自体がない自治体や既に当初の目的が達成できたとして、廃止または廃止に向けて検討を始めているところがございます。一方で、熊谷市の農地において現在、最大の課題となっているのが、遊休農地の増加です。このような困難な課題を解決するためには、新たな事業展開をしていくことが必要不可欠であると考えております。現在、農業者の高齢化や相続による不在地主の増加により、管理の行き届かない農地は増加の一途となっております。これらの所有者は農機具を所有して

いなかったり、高齢により作業ができないなどの理由で自ら荒廃農地を解消することができないというのが現状です。このため、中核的担い手事業奨励金制度は平成29年度をもって廃止し、奨励金の支払等、1年間の経過措置を経たのち、当該事業費を原資とした(仮称)農地利用最適化推進事業を平成31年度から開始したいと考えております。

皆様に配布しました資料11をご覧ください。(仮称)農地利用最適化推進事業イメージです。今回、御提案させていただく事業の内容と目的につきましては、新体制において新たに委嘱される農地利用最適化推進委員会を中心にJAくまがやとの連携により、荒廃農地の雑草対策を担う組織を構築し、荒廃農地を管理地に戻すことで担い手へ貸し付けができる農地、耕作がなされる農地へと変えていくことを目的としています。また、今後につきましては、農業委員の皆様を始め、JAくまがやとの連携により事業の制度設計について協議して参りたいと考えております。

最後になりますが、奨励金制度の廃止にあたっては資料9にございます、経過措置の中で、支払については平成30年3月1日が始期の利用権、つまり1月15日までに提出されたもので最後となります。そして廃止後であっても既に支払われたものの内、5年未満で解約がなされたものについては返還金が生じることとなります。以上で、中核的担い手育成事業奨励金制度の廃止についての説明を終わります。委員皆様には、趣旨をご理解のうえ、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

夏目委員 この補助金交付要綱は、決裁で成立していると思う。どなたが決裁されたのですか。

事務局 市長と農業委員会長の決裁となっています。

夏目委員 この補助金は、熊谷市の補助金交付要綱か。

事務局 市の補助金交付要綱ではなく、農業委員会の規則です。

夏目委員 平成17年決裁したものを、総会で議論する必要はないのでは

ないか。当時の決裁が不適當だったのか。

事務局 農業委員会の規則・交付要綱なので、農業委員会に諮る必要があります。

夏目委員 農業委員が了解する必要があるかもしれないが、議案として、必要だったのか疑問であり決裁で物事が成立している。総会で審議したわけではないので議案として必要だったのか。

事務局 必要であると考えております。内容的に奨励金を交付ではなく廃止するわけですから、事務局としましては特に重要な案件であると考えておりますので、この方向で進めることで御理解をいただきたいと思っております。

議長 他に質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議長 他に質疑、意見等無いようですので、お諮りいたします。議案第2号熊谷市中核的担い手農家育成事業奨励金交付要綱を廃止する要綱について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

議長 挙手、多数です。よって、本案については、原案のとおり決定することと決しました。

次に議案第3号地区農業推進委員会規程の廃止についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号地区農業推進委員会規程の廃止について説明させていただきます。配布いたしました資料12をご覧ください。

地区農業推進委員会規程です。地区農業推進委員会につきましては、農業経営の合理化や農業生産力の向上並びに農業行政の円滑な運営等、農地の有効活用などを目的として農業委員、JAくまがやの支店長、農業推進班の班長、つまり農事支部長をもって、JAくまがやの支店ごとに設置されています。かつては、減反の

確認などで推進委員が中心となって活動していましたが、現在ではJAくまがやの刊行物や農業委員会が発行する「農委だより」の配布が主な活動内容となっています。また、平成30年9月から発足となる農業委員会の新体制では、法改正により農地利用の最適化が必須業務となったことから、農業委員会から委嘱される総勢28人の農地利用最適化推進委員が新たに配置されることとなり、本推進委員会の当初の目的である農地の有効活用のための活動は、今後、農業委員や農地利用最適化推進委員が担うこととなりました。このようなことから、今年度をもって地区農業推進委員会を解散し、新たな農業委員会体制にその目的や活動等を委ねたいと考えております。なお、今後につきましても「農委だより」の配布については、農事支部長にお世話になることとなりますので、これまで地区農業推進委員会に支払っておりました交付金につきましては、来年度から委託料としてJAくまがやに支払う方向で、JAくまがやとの事前協議が整ったところでございます。以上で、地区農業推進委員会規程の廃止についての説明を終わります。委員皆様には、趣旨をご理解のうえ、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、お諮りいたします。議案第3号地区農業推進委員会規程の廃止について、原案のとおり廃止することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

議 長 挙手、多数です。よって、本案については、原案のとおり廃止することと決しました。

それでは次に、その他に移ります。

(1) 農業委員会新体制に伴う今後のスケジュールについて、事務局の説明を求めます。

事務局 農業委員会新体制移行に伴う今後のスケジュール案について、

ご説明いたします。資料12をご覧ください。今月、12月から新制度移行後の平成30年10月までの主なスケジュールの案です。左側が「手続き関係」、右側の「その他」の欄は、手続き関係に伴う事務局の準備等を主に記載してありますので、左側の「手続き関係」を中心に説明いたします。

まず、12月ですが、今日、既に説明したとおりです。次に1月、農業委員及び農地利用最適化推進委員募集に関する説明会を1月27日の土曜日にめぬま農業研修センターにて実施します。2月、農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集を、2月1日から3月7日まで行います。3月については、募集を行った結果、もし、委員が定員に満たなかった場合は、再募集を行うことになります。4月、農業委員の選考委員会を開催し、結果を市長へ報告いたします。また、最適化推進委員の選考については、農業委員会の役付委員会にて行います。5月、6月議会に向け、市内部で例規審査会を開催いたします。6月、農業委員は市長が任命するわけですが、議会の同意を得る必要がありますので、6月議会に農業委員の同意の案件を上程し、承認いただきます。また、6月議会後、農業委員会の総会を開催し、新農業委員を報告し、また、関連する規則等を議決していただきます。7月から8月にかけて、9月からの新体制に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員候補者を対象に、合同説明会を開催する予定です。9月、早々に総会を開催し、新農業委員会の発足となります。総会では、会長等を選出、選定された農地利用最適化推進委員を承認し、委嘱状の交付を行います。また、農地パトロールは、新農業委員、最適化推進委員にて行います。以上で、今後のスケジュール案についての説明を終わります。

議 長 以上で事務局の説明を終わります。質疑等ございますか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に質疑等も無いようですので、以上で今後のスケジュールについて、終了いたします。

続きましてその他ですが、農業委員さんから何かございますか。

( 「なし」の声 )

議 長 特に、無いようですので、その他については、これで終了いた

します。

以上で議事がすべて終了いたしました。皆様の御協力により、スムーズに進めることができました。心から感謝申し上げます、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございました。

局 長            会長さんには議長を務めていただき、まことにありがとうございました。以上で本日の案件はすべて終了いたしました。それでは最後に閉会を森会長職務代理にお願いいたします。

会長職務代理            (森会長職務代理 あいさつ)

局 長            ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長

次長兼農地係長

主幹兼農政係長

主査

増田 啓良

渋谷 薫

高橋 実

森田志津子

平成29年12月22日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

---

署名委員 夏 目 亮 一

---

署名委員 関 根 政 利

---